

地域の居場所（交流活動）に助成します

こだいらまちなかサロン

高齢の方が、自宅から徒歩で気軽に訪れることができ、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりにつながるような活動の場所が「こだまちサロン」です。赤ちゃん連れの親子や学校帰りの学生が立ち寄れるような多世代交流も応援しています。そのような居場所（5名以上、高齢者が半数以上）に対して、サロン助成を行っています。

仲間づくり

自由に、無理なく



楽しく、気軽に

介護予防

■ 「こだまちサロン」を作るには...？

①参加者を募りましょう

無理なく楽しく継続していくために、地域のボランティア活動をされている方などにお声がけしてみましょう

②どんなサロンにするか話し合しましょう

場所や時間帯、人を集めるための周知方法などを決めることはありますが、参加しやすく、運営する皆さんも長く続けやすいことが大切です。

＊「こだまちサロン」は、助成制度を活用するサロンを総称するものです。

すでに活動を始めているサロンも、名前を変える必要はありません。

＊「こだまちサロン」は、「地域のどなたでも参加が可能」であることが必要です。

目的は、地域福祉の推進であり、会員限定のグループや政治・宗教活動、カルチャースクールなど、特定のメンバーや活動に限定された場合や、営利を目的とする内容は、対象になりません。

問合せ：小平市社会福祉協議会 こだいら生活相談支援センター

☎ 042-349-0151

Mail: vc7@syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp

小平市から委託を受けて、小平市社会福祉協議会(社協)が、運営費の助成と立上げ運営支援等を行う「高齢者交流活動支援事業」（通称「こだまちサロン」助成）を行っています。

■ こだまちサロンは、どんなことをするの...？

支えあいの志をもつ地域の方々の自主的な活動です。
内容：おしゃべり、健康体操、歌、ものづくり、趣味活動など
場所：地域センターや公民館等の公共施設のほか、自治会やマンションの集会室、店舗や個人宅の一部など

■ どんな助成をしてもらえるの...？ (助成内容一覧)

助成 種類	助成金額（円）			助成対象(内容)
備品費	上限 各団体１０万円			・新規サロン立上げ時の活動に必要な器具備品費、修繕費 ※申請初年度助成金交付決定日から１年以内に限る ・経年サロンが新規事業を行うために必要な器具備品費、修繕費 ・経年サロンが活動を継続させるために必要な器具備品費、修繕費 ・いずれも用途に対して過剰ではないこと ・個人の資産形成に資するものでないこと ※器具備品費とは活動に必要な携帯音響機器、机、椅子等（消耗品以外）を指す
活動 経費 (１か月)	基本助成		1,000円	・加算の種類は、下記の三種類 （１）開催時間が4時間以上の場合の時間加算 （２）毎月の開催回数に応じた回数加算 （３）運営者を含む参加人数に応じた人数加算 ・具体的な対象としては、サロン活動に必要な教材費、消耗品費、茶菓代、当日の活動に対する保険料とする ・利用者の食事代は含まない。ただし、調理をする場合の材料費実費については対象とする
	(1)時間加算		1,000円	
	(2)回数 加算	月２・３回	500円	
		月４回以上	2,000円	
	(3)人数 加算	20人未満	1,000円	
		20～40人	3,000円	
		40人以上	5,000円	
会場費	賃貸型	年間上限 12万円	・公共施設は申請不可 ・民間会場借用費等会場に係る実費 ・建物の所有者や管理者が使用について了承していること	
	住居・ 店舗 併用型	年間定額 2万円	・所有する自宅や店舗等、サロン以外の目的でも使用している場合は、住居・店舗併用型のみ申請可 ・活動時に発生する光熱水費、燃料費の実費（他の事業と按分する等、明確な計上が可能な場合に限る）	
広報 啓発費	上限 年間5万円		・広報のための印刷製本、イベント等にかかる費用 ・地域住民を含めた運営者及び利用者の学習会、講座講習会開催のための講師謝礼等の費用	

※民間会場とは、自治会集会所等の地域資源、コミュニティカフェのフリースペースなど、会場費を支払って借用する民間の会場をいいます。カラオケルーム等商業施設は助成対象外です。
※必要性が認められる場合には、異なる助成種類の間で助成金を流用することができます。
(流用理由の明記が必要です)。

こだまちサロン助成のほか居場所（サロン）の立上げや運営のお悩みなど
お気軽にご相談ください。